

条例

議案第3号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例

次のとおり鳥取県附属機関条例の一部を改正すること等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年9月13日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第1条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表第1（第2条関係）					
別表第1（第2条関係）					
名称	調査審議する事項		名称	調査審議する事項	
略			略		
鳥取県社会福祉審議会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する事項	鳥取県社会福祉審議会	(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する事項	(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する事項	
			(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項本文及び第2項に規定する事項	(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項本文及び第2項に規定する事項	
			(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条に規定する事項	(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条に規定する事項	
			(4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条に規定する事項	(4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条に規定する事項	
略			略		
鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	略	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	略	略	
	(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項の審査請求に関する事項	(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項の審査請求に関する事項			
略		略			

子育て王国とつとり 会議	略	子育て王国とつとり 会議	(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項各号に掲げる事項	(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項各号に掲げる事項
			(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項	(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項
鳥取県青少年問題協議会	略	鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第2条に規定する事項	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第2条に規定する事項
		鳥取県児童福祉審議会	(1) 児童福祉法第8条第1項本文及び第2項に規定する事項 (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条に規定する事項 (3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条に規定する事項 (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項	(1) 児童福祉法第8条第1項本文及び第2項に規定する事項 (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条に規定する事項 (3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条に規定する事項 (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項

略

略

(鳥取県社会福祉審議会条例の廃止)

第2条 鳥取県社会福祉審議会条例（平成12年鳥取県条例第8号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月23日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の鳥取県附属機関条例別表第1に掲げる鳥取県社会福祉審議会で調査審議していた事項（同表の鳥取県社会福祉審議会の項目右欄第2号から第4号までに掲げるものに限る。）及び子育て王国とつとり会議で調査審議していた事項（同表の子育て王国とつとり会議の項目右欄第3号に掲げるものに限る。）については、同条による改正後の鳥取県附属機関条例別表第1に掲げる鳥取県児童福祉審議会が引き継いで調査審議するものとする。

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

3 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(水準の向上)			(水準の向上)		
第6条 略 2 知事は、 <u>鳥取県児童福祉審議会</u> の意見を聴き、児童福祉施設の設備及び運営の向上を図るものとする。		第6条 略 2 知事は、 <u>鳥取県社会福祉審議会</u> の意見を聴き、児童福祉施設の設備及び運営の向上を図るものとする。			

(子育て王國とつとり条例の一部改正)

4 子育て王國とつとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(子育て支援等推進計画)			(子育て支援等推進計画)		
第11条 略 2 知事は、子育て支援等推進計画を策定するときは、必要に応じて、子育て王國とつとり会議、 <u>鳥取県青少年問題協議会</u> 及び		第11条 略 2 知事は、子育て支援等推進計画を策定するときは、必要に応じて、子育て王國とつとり会議及び <u>鳥取県青少年問題協議会</u>			

鳥取県児童福祉審議会の意見を聴くものとする。

(鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定により設置された鳥取県青少年問題協議会をいう。) の意見を聴くものとする。

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

5 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(水準の向上)			(水準の向上)		
第5条 知事は、 <u>鳥取県児童福祉審議会</u> の意見を聴き、認定こども園の設備及び運営の向上を図るものとする。			第5条 知事は、 <u>子育て王国とつとり会議</u> （子育て王国とつとり会議（平成26年鳥取県条例第5号）第12条第1項に規定する子育て王国とつとり会議をいう。以下同じ。）の意見を聴き、認定こども園の設備及び運営の向上を図るものとする。		
(幼保連携型認定こども園に関する審議会)			(幼保連携型認定こども園に関する審議会)		
第6条 認定こども園法第25条に規定する合議制の機関は、 <u>鳥取</u>			第6条 認定こども園法第25条に規定する合議制の機関は、 <u>子育</u>		

意見書を審議会とする。

て王国とつとり会議とする。

議案第4号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正することについて、地方自治

法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年9月13日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

（鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前
別表第1（第3条関係）						
別表第1（第3条関係）						
7 知事	私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であつて、規則で定めるもの	私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であつて、規則で定めるもの	7 知事	私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であつて、規則で定めるもの	私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であつて、規則で定めるもの	略
7の2 知事	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて、規則で定めるもの	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて、規則で定めるもの	略	略	略	
(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)						
第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。						
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。						
改	正	後	改	正	前	
(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)						
(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)						

第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。

(1)～(18) 略

(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。）別表第1の1の項から7の2の項までに掲げる事務

第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。

(1)～(18) 略

(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。）別表第1の1の項から7の項までに掲げる事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

そ の 他

議案第5号

工事請負契約（鳥取県立境港総合技術高等学校海洋練習船建造工事）の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年9月13日提出

鳥取県知事 平井伸治

- 1 工事名 鳥取県立境港総合技術高等学校海洋練習船建造工事
- 2 契約の相手方 新潟市中央区入船町四丁目3776番地
新潟造船株式会社
代表取締役社長 一柳雅人
- 3 契約金額 2,343,000,000円
- 4 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。
- 5 工事完成期限 令和9年2月25日
- 6 契約締結の方法 一般競争入札

議案第6号

財産を無償で貸し付けること（境港昭和地区埠頭用地）についての議決の一部変更について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについての議決（平成27年3月12日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和2年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年9月13日提出

鳥取県知事 平井伸治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

	変	更	後	変	更	前
1 財産の内容				1 財産の内容		

土地	境港市昭和町 9 番22ほか <u>11</u> 筆	<u>140,949.29</u> 平方メートル
		ル
土地	境港市昭和町 9 番22ほか <u>8</u> 筆	<u>140,949.40</u> 平方メートル

議案第7号

財産の取得（鳥取空港除雪車）について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年9月13日提出

鳥取県知事 平井伸治

1 財産の内容

種類	品名	数量
動産	空港用大型高速スイーパー除雪車	1台

2 相手方

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

第一実業株式会社 代表取締役 宇野一郎

3 取得予定価格

120,560,000円

4 取得の目的

鳥取空港の除雪の用に供するため、除雪車を更新するものである。

議案第8号

令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和6年9月13日提出

鳥取県知事 平井伸治

議案第9号

令和5年度鳥取県営企業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度鳥取県営企業決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和6年9月13日提出

鳥取県知事 平井伸治

議案第10号

令和5年度鳥取県営病院事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度鳥取県営病院事業決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和6年9月13日提出

鳥取県知事 平井伸治

令和六年九月定例県議会付議案

島

取

県

この冊子は115部作成し、1部当たりの印刷単価は790円です。